

「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」

に関する内容について

岩見沢市社会福祉協議会訪問介護事業所では、「介護職員処遇改善加算Ⅰ」及び「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」の要件を満たし、下記の内容に取り組んでおります。

○介護職員の賃金の改善

- (1) 介護福祉士資格を有しているパート職員に対し資格手当を支給する
- (2) パート職員へ日曜、祝日、年末年始の出勤手当を支給する
- (3) パート職員へ勤務年数に応じた手当を支給する
- (4) サービス提供責任者手当を支給する

○職場環境の改善

- (1) 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対し実務者研修支援をする（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
- (2) 労働環境・処遇の改善：健康診断・心の健康等の健康管理面の強化
- (3) 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーションの向上
- (4) 当会のホームページや介護サービスの情報公表システムを活用し「見える化」を図る

○令和4年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで